

【記載例3】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、平成28年分の所得の黒字から控除しきれる場合（平成28年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がない場合）

- 1 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 24,000,000円
 - ・ 「所得金額」 16,265,000円
- 2 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,000,000円
- 3 「繰越損失額」
 - △15,450,000円

《第一表》

		(単位は円)		種類		特典の特典		整理番号		選符以降	
		黄色	分離	出	損失	修正					○
収入金額等	事業等	⑦									
	業農	⑧									
	不動産	⑨	24000000								
	利子	⑩									
	配当	⑪									
	給与	⑫	8000000								
	雑	⑬									
	公的年金等	⑭									
	その他	⑮									
	総合譲渡	⑯									
所得金額	事業等	⑰									
	業農	⑱									
	不動産	⑲	16265000								
	利子	⑳									
	配当	㉑									
	給与	㉒	6000000								
	雑	㉓									
	総合譲渡・一時	㉔									
	合計	㉕	6815000								
	所得から差し引かれる金額	雑損控除	㉖								
医療費控除		㉗									
社会保険料控除		㉘	700000								
小規模企業共済等掛金控除		㉙									
生命保険料控除		㉚	100000								
地震保険料控除		㉛	50000								
寄附金控除		㉜									
寡婦・寡夫控除		㉝									
勤労学生・障害者控除		㉞									
配偶者(特別)控除		㉟	380000								
扶養控除	㊱	1260000									
基礎控除	㊲	380000									
合計	㊳	2870000									

十八年分以降用
復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

申告書B第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「平成28年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご覧ください。

(記載に当たっての留意事項)

申告書第一表の「所得金額・合計」⑨欄は、①欄から⑧欄の合計額(22,265,000円)から「措法41の5の2による繰越損失額」(△15,450,000円)を差し引いた残額(6,815,000円)を記載する。